

上三川町人事行政の運営の状況（平成16年度）

地方公務員法の一部改正により平成17年4月1日
から前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務
や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表す
ることが義務付けられました。これは、住民の皆様
に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報
を正しく知っていただくために公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

平成16年度における職員の新規採用及び退職の状況は表1のとおりです。

職員数の状況は表2のとおりです。

【表1】新規採用及び退職の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	0人	0人	8人	1人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人

【表2】職員数の状況

部門	区分	職員数			対前年度増減数		
		15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度
一般行政部門	議会	3人	3人	3人			
	総務企画	47人	46人	41人	-2	-1	-5
	税務	15人	15人	15人			
	民生	49人	52人	47人	1	3	-5
	衛生	20人	17人	18人		-3	1
	農林水産	16人	16人	15人			-1
	商工観光	3人	3人	2人			-1
	土木	20人	20人	21人			1
	小計	173人	172人	162人	-1	-1	-10
特別行政部門	教育	49人	49人	47人	-7		-2
公営企業等会計部門	上水道	7人	7人	6人			-1
	下水道	9人	9人	10人			1
	国保	10人	10人	10人			
	小計	26人	26人	26人			
合計		248人	247人	235人	-8	-1	-12

2 職員の給与に関すること

職員の給与に関する状況は、表3から表8のとおりです。

【表3】人件費の状況（平成16年度普通会計、決算）

住民基本台帳人口 (H17年3月現在)	歳出総額	人件費	人件費率	前年度の人件費率
31,239人	10,597,625千円	1,969,648千円	18.6%	20.5%

※人件費には、町長、助役等の特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

【表4】職員給与費の状況（平成17年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計 (B)		
211人	903,783千円	113,874千円	373,477千円	1,391,134千円	6,593千円	6,528千円

【表5】職員の平均給料月額及び平均年齢状況（平成17年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	370,100円	44.0歳	302,200円	49.5歳



【表6】 職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成17年4月1日現在）

区 分		初任給	経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒	170,700円	312,500円	359,900円	402,700円
	高校卒	138,800円	263,400円	314,800円	370,100円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数をいいます。

採用前に民間企業等の経歴がある場合は、その期間が前歴換算され採用後の年数に加えられます。

【表7】 職員の期末・勤勉手当及び退職手当の状況

期末 勤勉 手当	区 分	上三川町			国			
		期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)	
		6月期	1.4	0.7	2.1	1.4	0.7	2.1
		12月期	1.6	0.7	2.3	1.6	0.7	2.3
		計	3.0	1.4	4.4	3.0	1.4	4.4
役職段階別加算措置		有			有			

退職 手当	支給 率	区 分	上三川町		国		
			自己都合退職 (月分)	勸奨・定年退職 (月分)	自己都合退職 (月分)	勸奨・定年退職 (月分)	
			勤続20年	21.00	27.30	21.00	27.30
			勤続25年	33.75	42.12	33.75	42.12
			勤続30年	41.25	51.48	41.25	51.48
最高限度	59.28	59.28	59.28	59.28			

【表8】 その他の職員手当の状況

区 分	内 容
扶養手当	配偶者：13,500円 扶養家族（配偶者を除く）：2人まで1人当たり6,000円、3人から1人当たり5,000円
住居手当	借家の場合：27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし） 持ち家の場合：1,000円（新築後5年間は2,500円）
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用：月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合：距離に応じ2,000円～24,500円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（11%～13%）
時間外手当	平成16年度
	支給総額 職員1人当りの支給年額
特殊勤務手当	以下2業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業…作業1日600円以内 行旅人死病人等取扱業務…作業1日5,000円以内

3 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

- (1) 職員勤務時間及び週休日は表9のとおりです。ただし、保育所や図書館等の本庁以外の勤務場所については、これと異なる勤務形態の場合があります。

【表9】 勤務時間の状況

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日
40時間	8:30	17:15	12:00～12:15・15:00～15:15	12:15～13:00	土曜日及び日曜日

- (2) 職員が取得することができる年次休暇の取得状況は表10のとおりです。

【表10】 年次休暇の状況（平成16年1月1日～平成16年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
8,512日	2,813日	216人	13.0日



【表 11】 休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	1 暦年ごとに20日とし、20日を越えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇：3日 分べん休暇：出産予定日の6週間前の日から出産の前日まで及び出産の日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡：配偶者及び父母＝7日 子＝5日 祖父母＝3日 その他＝1日
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育児休暇	子が3歳に達する日までの期間

4 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。分限及び懲戒処分の具体的内容は表 12のとおりです。昨年度は、いずれの処分もありませんでした。

【表 12】 分限及び懲戒処分

区 分	種類	内 容
分限処分	降任 免職	勤務成績が良くないとき 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 上記のほか、その職に必要な適格性を欠くとき 廃職又は過員を生じたとき
	休職	心身の故障のため、長期の療養を要するとき 刑事事件に関し起訴されたとき
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	地方公務員法など又はこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったとき

5 職員の服務に関すること

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力で奉仕しなければなりません。この服務の基本的原則を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒処分の対象となります。

昨年度、服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。



6 職員の研修に関すること

職員の研修に関する状況は、表 13のとおりです。

【表 13】 職員研修の状況

研修区分	受講者数	研修内容等
ブロック研修	65人	新採用職員研修、中堅職員研修、管理者研修等
研修所研修	28人	法務基礎養成講座、自治体行政学講座、地域振興講座等
自主研修	178人	公文書等作成研修、人事評価制度研修
その他の研修	0人	
合 計	271人	



7 職員の福利厚生及び利益の保護に関すること

- (1) 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を立て、実施しなければなりません。現在本町職員に対して適用されている共済制度は、これに基づき定められた地方公務員共済組合法によって栃木県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。また、職員検診や職員互助会への補助等を行っています。これら制度の主な内容は表14のとおりです。

【表14】福利厚生の状況

区 分	内 容
共済組合	<p>* 短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 保険給付＝療養給付、高額療養費など 休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など 災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金</p> <p>* 長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 退職共済年金＝組合員期間や一定の条件を満たすことにより65歳から支給 障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気等で障害が残る状況になったときに支給 遺族共済年金＝組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給</p> <p>* 福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p>
職員の保健等に関すること	職員検診、職員互助会補助等

- (2) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。公平委員会とは、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は適正化確保のための措置を勧告することができる独立した機関です。
- 昨年度、公平委員会に対する措置要求、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

▼問い合わせ先＝総務課 秘書庶務係 ☎ 9113

行政相談週間

10月17日から10月23日は行政相談週間になります。行政相談制度とは、行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって行政に関する苦情解決の促進を図る制度です。町では、総務大臣から行政相談委員を委嘱された藤田猛さん（下神主）が、毎月第1水曜日（老人福祉センター）において定期的に相談を受け付けています。また、定期相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談下さい。



【相談先】

住所：上三川町大字上神主
522番地5
電話：☎090(1651)6302

就学時健康診断を実施します

平成18年4月に、小学校に入学されるお子さんを対象とした、就学時健康診断を実施します。下表の日程にしたがって受診してください。

当日は、通知書（ハガキ）に必要事項を記入して、ご持参ください。

▼受付時間＝午後1時～1時15分

▼問い合わせ先＝教育総務課 学事係 ☎ 9156



実施区域・実施会場	児童見込数	実施期日	実施内容
本郷小学校	20名	10月14日(金)	・内科 ・歯科 ・知能検査 ・視力 ・聴力 ・面接
本郷北小学校	50名	10月26日(水)	
上三川小学校	111名	11月8日(火)	
坂上小学校	24名	11月1日(火)	
北小学校	34名	10月19日(水)	
明治小学校	95名	11月11日(金)	
明治南小学校	21名	10月20日(木)	